

議 第 5 号

多文化共生社会に係る基本法の制定を  
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣  
法 務 大 臣  
外 務 大 臣  
文 部 科 学 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣

あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

日本に在留する外国人の数が年々増加している中、地域活性化の新たな担い手として、外国人材の更なる活躍が期待される一方、外国人の国籍や活動内容も多様化しており、子供の教育や就労等において、言語、習慣等の違いを背景に差別等の問題が生じている。

こうした中、本県においては、外国人との共生を目指した地域社会づくりのため、多言語による情報発信や外国人児童生徒等の日本語教育の充実等、各種施策を展開しているものの、多文化共生に係る課題は広範かつ多岐にわたることから、国全体で体系的に進めていく必要がある。

今後も、外国人の一層の増加が見込まれ、外国人が日常生活や職業生活等を国民と共に円滑に営むことができる環境を更に整える必要があることから、多文化共生に関する国や地方自治体の責務等を明らかにするとともに、施策を推進するための財政措置や体制の強化が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、外国人が地域社会の構成員として共に生きていくため、多文化共生社会に係る基本法を制定するよう強く要請する。